

○与那原町情報公開条例施行規則

平成14年12月25日

規則第17号

改正 平成18年3月31日規則第11号

平成23年3月28日規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、与那原町情報公開条例（平成14年与那原町条例第17号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(公文書公開請求書)

第3条 条例第6条第1項の書面は、公文書公開請求書（様式第1号）とする。

(公文書公開決定通知書等)

第4条 条例第9条に規定する書面は、次の各号に掲げる場合に应じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例第9条第1項の規定により公文書の全部を公開する旨の決定をしたとき 公文書公開決定通知書（様式第2号）
- (2) 条例第9条第1項の規定により公文書の一部を公開する旨の決定をしたとき 公文書一部公開決定通知書（様式第3号）
- (3) 条例第9条第2項の規定により公文書の全部を公開しない旨の決定をしたとき 公文書非公開決定通知書（様式第4号）
- (4) 条例第10条第1号の規定により、不存在文書を作成し、又は取得する旨の決定をしたとき 不存在文書作成等公開決定通知書（様式第5号）
- (5) 条例第10条第2号の規定により公文書を保有していないことにより請求を拒否する旨の決定をしたとき 公文書不存在による請求拒否決定通知書（様式第6号）

2 条例第11条第2項の書面は、公文書公開決定期間延長通知書（様式第7号）とする。

3 条例第12条の書面は、公文書公開決定期間特例延長通知書（様式第8号）とする。

(第三者情報に係る意見聴取等)

第5条 条例第13条第1項に規定する通知は、口頭又は第三者情報が記録されている公文書の公開請求に関する通知書（様式第9号）により行う。

2 条例第13条第1項に規定する意見聴取は、第三者情報が記録されている公文書の公開

請求に関する意見書（様式第10号）により行う。

3 条例第13条第2項の書面は、第三者情報が記録されている公文書の公益理由による公開通知書（様式第11号）とする。

4 条例第13条第2項に規定する意見聴取は、第三者情報が記録されている公文書の公益理由による公開に関する意見書（様式第12号）とする。

5 条例第13条第3項の書面は、反対意見書の提出を受けた公文書の公開通知書（様式第13号）とする。

（公文書の公開の実施等）

第6条 条例第14条第2項の規定による文書又は図画の閲覧又は写しの交付は、実施機関が指定する日時及び場所において行うものとする。

2 前項の場合において、公文書を閲覧する者は、当該公文書を汚損し、又は破損することがないよう丁寧に取扱いなければならない。

3 町長は、前項の規定に反するおそれがある者に対し、公文書の閲覧を禁止し、又は中止させることができる。

4 公文書の公開を行う場合において、公文書の写しを交付するときの部数は、公開の請求があった公文書1件につき1部とする。

5 条例第14条第2項に規定する規則で定める方法は、別表第1のとおりとする。

（費用の納入）

第7条 条例第16条第2項に規定する公文書の写しの作成及び送付に要する費用は、別表第2のとおりとする。

2 前項に規定する費用は、前納とする。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（審査会への諮問の方法）

第8条 条例第18条第1項の規定による与那原町情報公開及び個人情報保護審査会への諮問は、次に掲げる資料を添付して行うものとする。

(1) 不服申立書の写し

(2) 公文書公開請求書の写し

(3) 公文書非公開決定通知書、公文書一部公開決定通知書又は公文書不存在による請求拒否決定通知書の写し

(4) その他審査の参考となる資料

（諮問の通知）

第9条 条例第18条第3項に規定する通知は、公文書公開不服申立てに係る諮問をした旨の通知書（様式第14号）により行う。

（第三者からの不服申立てを棄却する場合等の通知）

第10条 条例第19条において準用する条例第13条第3項の書面は、第三者からの不服申立てを棄却する場合等における公文書の公開通知書（様式第15号）とする。

（公文書目録等）

第11条 課（課相当の組織を含む。）の長は、条例第28条の規定により作成した次に掲げる公文書の目録及び公文書の検索に必要な資料（以下「公文書目録等」という。）を備え置き、その1部を総務課に送付するものとする。

（1） ファイル管理表

（2） その他町長が別に定める公文書目録等

2 前項の規定により送付を受けた公文書目録等は、総務課に備え置くものとする。

（運用状況の公表）

第12条 条例第29条の規定による運用状況の公表は、町が発行する広報紙に掲載することにより、次の各号に掲げる事項について、5月末日までに行うものとする。

（1） 町政情報の公開の請求の状況

（2） 町政情報の公開決定、一部公開決定及び非公開決定の状況

（3） 不服申立ての状況

（4） その他実施機関が必要と認める事項

（事務委任）

第13条 町長以外の実施機関は、次の各号に掲げる事務を町長に委任する。

（1） 公開請求の受付に関すること。

（2） 公開決定等に係る通知の送付に関すること。

（3） 公文書の公開の実施に関すること。

（4） 公文書の写しの作成及び送付に要する費用の徴収に関すること。

（5） 公開決定等に対する不服申立ての受付及び当該不服申立てに対する裁決又は決定の通知の送付に関すること。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成18年規則第11号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成23年規則第5号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

別表第1（第6条関係）

公文書の種類		公開の実施の方法
1	文書又は図画（2の項から4の項までのいずれかに該当するものを除く。）	閲覧
		写真撮影し印画紙に印画したものの閲覧
		複写機により複写したものの交付
		写真撮影し印画紙に印画したものの交付
2	マイクロフィルム	用紙に印刷したものの閲覧
		専用機器により映写したものの閲覧
		用紙に印刷したものの交付
3	写真フィルム	印画紙に印画したものの閲覧
		印画紙に印画したものの交付
4	スライド	専用機器により映写したものの閲覧
		印画紙に印画したものの交付
5	映画フィルム	専用機器により映写したものの視聴
		ビデオカセットテープに複写したものの交付
6	録音テープ又は録音ディスク	専用機器により再生したものの聴取
		録音カセットテープに複写したものの交付
7	ビデオテープ又は録画ディスク	専用機器により再生したものの視聴
		ビデオカセットテープに複写したものの交付
8	電磁的記録（5の項から7の項までに該当するものを除く。）	用紙に出力したものの閲覧
		専用機器により再生したものの閲覧又は視聴
		用紙に出力したものの交付
		フレキシブルディスクカートリッジ（3.5インチフロッピーディスク）
		光ディスク（CD-R）に複写したものの交付
		幅12.7ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付
		幅8ミリメートルの磁気テープカートリッジ

	に複写したものの交付
--	------------

別表第2（第7条関係）

区分		金額
写しの作成に要する費用の額	日本工業規格A列3版若しくは4版又はB列4版若しくは5版の用紙を用いた場合	1枚20円
	その他の場合	実費相当額
写しの送付に要する費用の額		実費相当額

様式第1号(第3条関係)

公 文 書 公 開 請 求 書	
年 月 日	
(実施機関) 様	
請求者 郵便番号 住所又は居所 (ふりがな) 氏 名 電 話 番 号 法人その他の団体にあつては、 事務所又は事業所の所在地、名 称及び代表者の氏名	
与那原町情報公開条例第6条第1項の規定により、次のとおり請求します。	
請求する公文書の内容	公文書を特定することができるように公文書の件名又は知りたい事項を具体的に記入してください。
請求の理由 ※任意記入です。	
公開の方法	☐ 閲覧 ☐ 写しの交付(☐ 郵送希望) ☐ 視聴

(注) ☐のある欄は、該当する☐内にレ印を記入してください。

様式第2号(第4条関係)

		第 年	月	号 日
公 文 書 公 開 決 定 通 知 書				
様				
(実施機関) 印				
年 月 日付けで請求がありました公文書の公開については、与那原町情報公開条例第9条第1項の規定により、次のとおり公開するところを決定しましたので通知します。				
公開する公文書の内容				
公開の日 及び 場 所	日 時	年 月 日 午前 時から 午前 時まで 午後 午後 なお、当日御都合が悪い場合には、あらかじめその旨を電話等で担当課まで御連絡ください。		
	場 所			
担 当 課	課 電話番号			

(注) 公文書の公開を受ける際には、この通知書を担当課に提示してください。

様式第3号(第4条関係)

		第 年 月 日
公 文 書 一 部 公 開 決 定 通 知 書		
様		
(実施機関) 印		
年 月 日付けで請求がありました公文書の公開については、与那原町 情報公開条例第9条第1項の規定により、次のとおりその一部を公開することを決定しま したので通知します。		
請 求 の あ っ た 公 文 書 の 内 容		
公開の 日 時 及 び 場 所	日 時	年 月 日 午前 時から 午前 時まで 午後 午後 なお、当日御都合が悪い場合には、あらかじめその旨を電話等で担 当課まで御連絡ください。
	場 所	
公開することが できない部分		
公開することが できない理由		条例第7条第 号に該当 (理由)
担 当 課		課 電話番号
(教示) 1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算し て3箇月以内に与那原町長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分が あったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日 から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。) 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以 内に与那原町を被告として(訴訟において与那原町を代表する者は、与那原町長とな ります。)処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったこと を知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、 上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日 の翌日から起算して6箇月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。		

(注) 公文書の公開を受ける際には、この通知書を担当課に提示してください。

様式第4号(第4条関係)

第 年 月 日 号	
公 文 書 非 公 開 決 定 通 知 書 様 (実施機関) 印	
年 月 日付けで請求がありました公文書の公開については、与那原町情報公開条例第9条第2項の規定により、次のとおり非公開とすることを決定しましたので通知します。	
非 公 開 と す る 公 文 書 の 内 容	
公文書を非公開とする理由	条例第7条第 号に該当 (理由)
※ 時限性公開	年 月 日以後であれば、請求に係る公文書を公開することができます。ただし、同日以後新たに公文書の公開の請求が必要となります。
担 当 課	課 電話番号
(教示) 1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に与那原町長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。) 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に与那原町を被告として(訴訟において与那原町を代表する者は、与那原町長となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。	

(注) ※印欄は、請求に係る公文書の非公開とする理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときに記入してあります。

様式第5号(第4条関係)

		第 年 月 日 号
不 存 在 文 書 作 成 等 公 開 決 定 通 知 書		
様		
		(実施機関) 印
年 月 日付けで請求がありました公文書の公開については、請求のあった公文書が存在しないため、与那原町情報公開条例第10条第1号の規定により、当該公文書を新たに取得し、又は作成して公開することを決定しましたので通知します。		
請 求 の あ っ た 公 文 書 の 内 容		
公開の日時及び場所	日 時	年 月 日 午前 時から 午前 時まで 午後 午後 なお、当日御都合が悪い場合には、あらかじめその旨を電話等で担当課まで御連絡ください。
	場 所	
一部公開の場合	公開することができない部分	
	公開することができない理由	条例第7条第 号に該当(理由)
担 当 課	課	
電話番号		
(教示) 1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に与那原町長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。) 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に与那原町を被告として(訴訟において与那原町を代表する者は、与那原町長となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。		

(注) 公文書の公開を受ける際には、この通知書を担当課に提示してください。

様式第6号(第4条関係)

第 年 月 日 号	
公文書不存在による請求拒否決定通知書 様 (実施機関) 印	
年 月 日付けで請求がありました公文書の公開については、請求のあった公文書が存在しないため、与那原町情報公開条例第10条第2号の規定により、請求を拒否することを決定しましたので通知します。	
請求のあった 公文書の内容	
公文書の不存在の 状況	(条例第10条第2号の規定による公文書を公開しない理由) ☐ 保有していたが廃棄した。 ☐ その他 概要：
担当課	課 電話番号
(教示) 1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に与那原町長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。) 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に与那原町を被告として(訴訟において与那原町を代表する者は、与那原町長となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。	

(注) □のある欄は、該当する□内にレ印を記入すること。

様式第7号(第4条関係)

第 年 月 日 号 公文書公開決定期間延長通知書 様 (実施機関) 印 年 月 日付けで請求がありました公文書の公開については、与那原町情報公開条例第11条第1項に規定する期間内に公開の可否を決定することができませんので、同条第2項の規定により、次のとおり決定期間を延長したので通知します。	
請 求 の あ っ た 公 文 書 の 内 容	
条例第11条第1項 の 規 定 に よ る 決 定 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで
延 長 後 の 決 定 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで
延 長 の 理 由	
担 当 課	課 電話番号

様式第8号(第4条関係)

第 号 年 月 日 公文書公開決定期間特例延長通知書 様 (実施機関) 印 年 月 日付けで請求がありました公文書の公開については、与那原町情報公開条例第11条第2項に規定する期間内にその全てについて公開の可否を決定することができませんので、同条例第12条の規定により、次のとおり残りの公文書について決定期間を延長したので通知します。	
請求のあった公文書の内容	
条例第11条第2項の規定による延長後の決定期間(30日以内)	年 月 日 から 年 月 日 まで
残りの公文書についての延長後の決定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
条例第12条の規定を適用する理由	
担当課	課 電話番号

様式第9号(第5条関係)

第 年 月 日 号	
第三者情報が記録されている公文書の 公開請求に関する通知書	
様	
(実施機関) 印	
与那原町情報公開条例第5条の規定に基づき、次の公文書について公開の請求がありましたので通知します。 当該公文書の公開決定等をするに当たって、同条例第13条第1項の規定により、御意見をお尋ねしたいので、別添の第三者情報が記録されている公文書の公開請求に関する意見書(様式第10号)の提出をお願いします。	
請求のあった年月日	年 月 日
公開請求されている 公文書の内容	
提出をお願いしたい 事項	
提出期限	年 月 日 ※この公文書の公開決定等は、年 月 日までに しなければなりません。
担当課	課 電話番号

様式第10号(第5条関係)

第三者情報が記録されている公文書の 公開請求に関する意見書 年 月 日 (実施機関) 様 請求者 郵便番号 住所又は居所 (ふりがな) 氏 名 電 話 番 号 〔 法人その他の団体にあつて は、事務所又は事業所の所在 地、名称及び代表者の氏名 〕 年 月 日付けで通知のあった件については、次のとおり意見書を提出しま す。	
意 見	
備 考	

様式第11号(第5条関係)

第 年 月 号 日	
第三者情報が記録されている公文書の 公益理由による公開通知書 殿 (実施機関) 印 与那原町情報公開条例第5条の規定に基づき、次の公文書について公開の請求がありましたので通知します。 当該公文書の公益理由による公開決定に先立ち、同条例第13条第2項の規定により、御意見がありましたら、別添の第三者情報が記録されている公文書の公益理由による公開に関する意見書(様式第12号)の提出をお願いします。	
請求のあった 年月日	年 月 日
公開請求されて いる公文書の 内容	
公益の理由	☐ 条例第7条第2号イに該当 ☐ 条例第7条第3号アに該当 条文の内容：人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
提出期限	年 月 日 ※この公文書の公開決定は、年 月 日までにします。
担当課	課 電話番号

(注) □のある欄は、該当する□内にレ印を記入すること。

様式第12号(第5条関係)

第三者情報が記録されている公文書の 公益理由による公開に関する意見書 年 月 日 (実施機関) 様 請求者 郵便番号 住所又は居所 (ふりがな) 氏 名 電 話 番 号 〔 法人その他の団体にあつては、 事務所又は事業所の所在地、 名称及び代表者の氏名 〕 年 月 日付けで通知のあった件については、次のとおり意見書を提出します。	
意 見	
備 考	

様式第13号(第5条関係)

第 年 月 日 号 反対意見書の提出を受けた公文書の公開通知書 様 (実施機関) 印 年 月 日付けで公開に反対の意見がありました次の公文書については、検討の結果、公開することに決定しましたので、与那原町情報公開条例第13条第3項の規定により、通知します。	
公開する公文書の内容	
公開の理由	
公開年月日	年 月 日 (公開決定の日 年 月 日)
担 当 課	課 電話番号
備 考	

様式第14号(第9条関係)

第 年 月 日 号 公文書公開不服申立てに係る諮問をした旨の通知書 様 (実施機関) 印 年 月 日付けで申立てがありました公文書の公開の可否に関する処分に対する不服申立てについては、次のとおり与那原町情報公開及び個人情報保護審査会に諮問しましたので、与那原町情報公開条例第18条第3項の規定により、通知します。	
請求のあった 公文書の内容	
処 分 の 内 容	
不 服 申 立 て の 内 容	
諮 問 を し た 年 月 日	年 月 日
担 当 課	電話番号 課

様式第15号(第10条関係)

第 年 月 号 日 第三者からの不服申立てを棄却する場合等 における公文書の公開通知書 様 (実施機関) 印 年 月 日付けで公開決定等に対する不服申立てがありました次の公文書については、検討の結果、公開することに決定しましたので、与那原町情報公開条例第19条の規定により、通知します。	
公開する公文書 の内容	
公開の理由	
公開年月日	年 月 日 (公開決定の日 年 月 日)
担 当 課	課 電話番号
備 考	

様式第 1 号 (第 3 条関係)

様式第 2 号 (第 4 条関係)

様式第 3 号 (第 4 条関係)

様式第 4 号 (第 4 条関係)

様式第 5 号 (第 4 条関係)

様式第 6 号 (第 4 条関係)

様式第 7 号 (第 4 条関係)

様式第 8 号 (第 4 条関係)

様式第 9 号 (第 5 条関係)

様式第10号 (第 5 条関係)

様式第11号 (第 5 条関係)

様式第12号 (第 5 条関係)

様式第13号 (第 5 条関係)

様式第14号 (第 9 条関係)

様式第15号 (第10条関係)